# 2025 年度豊岡市太陽光発電システム設置補助事業 申請の手引き

### 1 補助の概要

住宅用・事業者用太陽光発電システム、住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システムの設置にかかる費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

本補助金は、過去に本補助金の交付を受けていないこと(住宅用:太陽光発電システム・蓄電池毎に1世帯1回限り、事業者用:1事業者につき1回限り)を補助条件としていますが、過去に本補助金を活用し設置した住宅用太陽光発電システムが法定耐用年数17年を経過した場合に限り、本補助金を申請することができます。

# 2 補助の対象となる条件

- (1) 太陽光発電システム
  - ア 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電及び高圧配電線 と逆潮流無しで連系した太陽光発電であること。(注1)
  - イ 太陽電池モジュールは、JIS に基づく試験により認証を受けていること。
  - ウ 補助対象経費が 1 kW 当たり 45 万円以下(税別) であること。(注2)
  - エ 未使用品であること。
  - オ 登録事業者と施工契約を締結すること。ただし、市内に事業所を所有する登録事業者が所有する 建物に自社で太陽光発電を設置、施工を行う場合は施工契約の締結は不要。(注3)
  - カ 太陽光発電の設置工事の着手が、交付決定通知の日(市が交付申請を受け、交付決定を通知した 日)以降であること。(撤去工事は補助対象外のため、交付決定通知日前に着手できる)
  - キ 電力会社と電力受給契約を締結すること。ただし、高圧配電線と逆潮流無しで連系した太陽光発電システムを設置する場合はこの限りでない。
  - ク 低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電は電力会社との太陽光発電の電力受給又は接続契約の開始、高圧配電線と逆潮流無しで連系した太陽光発電は稼働開始が2025年4月1日から2026年3月31日の間であること。
  - ケ 全量売電ではないこと。(注4)
  - コ 低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電システムを設置する場合は、50kW 未満の設置であること。
  - (注1)「低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電」(余剰売電型)とは、商用電力と連系し、自家 使用を超える余剰分を電力会社に売電することができるシステムをいいます。
    - 「高圧配電線と逆潮流無しで連系した太陽光発電」(完全自家消費型)とは、発電した全電力を自 家消費するシステムをいいます。
  - (注2)補助対象経費は以下に掲げるものとします。

#### 【補助対象経費の項目】

太陽電池モジュール	パワーコンディショナー (インバータ・保護装置)	架台
接続箱	配線・配線器具などの購入・据付	設置工事

※太陽電池モジュールやパワーコンディショナーのみの購入・買替は、対象外です。

- ※登録事業者が所有する建物に自社で太陽光発電システムの施工を行う場合、購入費のみを対象とする。 ※設置工事費用に撤去費用は含まない。
- (注3)登録事業者とは、太陽光発電システムや蓄電池設置の施工を行う者として市の登録を受けた法人 又は個人事業者です。随時登録を受け付けています。
- (注4) 自家消費を基本とし、余剰電力については売電可能とします。
- ※出石重要伝統的建造物群保存地区に指定されている区域では、原則として設置することができません。詳しくは、出石振興局地域振興課(0796-21-9025)へ問い合わせてください。
- ※出石城下町、城崎温泉、江原駅東地区の景観形成重点地区では、市との事前協議が必要です。詳しくは、 都市整備部都市整備課(0796-23-1712)へ問い合わせてください。
- ※また、他の地区でも一定規模以上であれば事前に協議が必要となる場合があります。詳しくは、都市整備 部都市整備課(0796-23-1712)へ問い合わせてください。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池
  - ア 太陽光発電システムで発電した電気を蓄電し、使用するために設置する定置用リチウムイオン蓄 電池システムであること。

  - ウ 未使用品であること。
  - エ 登録事業者と施工契約を締結すること。(注1)
  - オ 蓄電池の設置工事の着工が、交付決定通知の日 (市が交付申請を受け、交付決定を通知した日) 以降であること。
  - カ 蓄電池の稼働開始日が2025年4月1日から2026年3月31日の間であること。
    - (注1)登録事業者とは、太陽光発電システムや蓄電池設置の施工を行う者として市の登録を受けた法人 又は個人事業者です。随時登録を受け付けています。

#### 3 補助金の額

- (1) 太陽光発電システム
  - ア 住宅用の場合

補助金の額=1kW当たり3万円×太陽電池の最大出力(kW表示) 上限4kW 市内事業者が製造した太陽電池モジュールを使用する場合は1kW当たり4万円

イ 事業者用の場合

補助金の額=1kW当たり3万円×太陽電池の最大出力(kW表示) 上限20kW

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム

補助金の額=1kWh 当たり3万円×蓄電池の容量(kWh 表示) | 上限6kWh |

※補助金の計算時には、太陽電池最大出力又は定置用リチウムイオン蓄電池容量の小数点以下2桁未満を切り捨てます。

## 4 補助申請対象者

- (1) 住宅に太陽光発電システム又は定置用リチウムイオン蓄電池システムを設置する次のいずれか に該当する個人
  - ア 市内に住所を有し、自ら居住する住宅(店舗、事務所等との兼用住宅を含む。以下同じ。)や倉 庫、車庫等に、対象太陽光発電システム又は対象蓄電池システムを設置する方
  - イ 新たに市内の住宅に居住する市外居住者で、当該住宅や住宅敷地内の倉庫や車庫等に対象太陽光 発電システム又は対象蓄電池システムを設置する方
- (2) 事業所等の用に供する市内の建築物又はその敷地内に太陽光発電システムを設置する事業者

### 5 申請の方法

補助金の交付を受けようとする方は、補助対象設備の<u>工事に着手する 10 日前までに、申請書類を提出</u>してください。

なお、過去に本補助金を活用し設置した住宅用太陽光発電システムが法定耐用年数を経過した方が申請する場合は、設置場所を確認しますので、補助対象設備の工事に着手する 20 日前までに、補助金交付申請書を提出してください。設置場所の確認には申請者又は登録事業者の立会が必要です。立会日程は後日申請者又は登録事業者に連絡します。

(1) 提出書類(チェックリスト)

ア 住宅用・事業者用太陽光発電システム、住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システムを設置される方

提出様式	太陽光発電	蓄電池
補助金交付申請書(住宅用) (事業者用) (様式第1号)		
工事着手前の現況写真(カラー) ※蓄電池のみを設置する場合は、既に太陽光発電システムが設置 されていることがわかる写真		
契約書の写し(注1) ※市内に事業所を有する登録事業者が所有する建物に太陽光発電システムを自社で施工し設置する場合は、補助対象経費の内訳がわかるもの(契約書の提出は不要)		
市税に滞納がない旨の証明書(注2)又は市税の調査に関する同 意書		
※賃貸物件の場合は、建物所有者の設置承諾書		
法人事業者の場合は履歴事項全部証明書、個人事業者の場合は個 人事業主が分かる公的証明書類(開業届、青色申告書、白色申告 書など)の写し		
逆潮流を防止する RPR (逆電力継電器) を設置することがわかる 単線結線図 ※高圧配電線と逆潮流無しで連系する太陽光発電システムを設置 する場合		

(注1)「太陽電池モジュール」「付属機器」「工事に係る費用」「蓄電池」のそれぞれの補助対象経費金額及びその他経費が明確に記載されたもの(※撤去費用は含まない)

(注2) 市内在住者は「豊岡市税の調査に関する同意書」(※豊岡市ホームページに様式掲載)を提出してください。転入者は転入元の自治体で「完納証明書」等を取得し提出してください。

イ 過去に本補助金を活用し設置した住宅用太陽光発電システムが法定耐用年数を経過した方

提出様式	太陽光発電	蓄電池
補助金交付申請書(住宅用2回目) (様式第1号)		
工事着手前の現況写真 (カラー) (注1)		
契約書の写し(注2) ※市内に事業所を有する登録事業者が所有する建物に太陽光発電システムを自社で施工し設置する場合は、補助対象経費の内訳がわかるもの(契約書の提出は不要)		
市税の調査に関する同意書(注3)		
※賃貸物件の場合は、建物所有者の設置承諾書		
逆潮流を防止する RPR (逆電力継電器) を設置することがわかる単線結線図 ※高圧配電線と逆潮流無しで連系する太陽光発電システムを設置する場合		

- (注1) 既設太陽光発電システム及び既設パワーコンディショナーが設置されていることがわかるもの
  - (※パワーコンディショナーについては、型式が確認できること)
  - (※既に太陽光発電を撤去された方は、太陽光発電システム及びパワーコンディショナーが撤去された ことが分かる写真)
- (注2)「太陽電池モジュール」「付属機器」「工事に係る費用」「蓄電池」のそれぞれの補助対象経費金額及びその他経費が明確に記載されたもの(撤去費用は含まない)
- (注3)「豊岡市税の調査に関する同意書」(※豊岡市ホームページに様式掲載)を提出してください。

#### (2) 申請先

豊岡市 コウノトリ共生部 コウノトリ共生課 脱炭素推進室(市役所本庁舎 2階 4番窓口) 持参の他、郵送、各振興局地域振興課窓口、電子メール(提出先: ondankaboushi@city. toyooka. lg. jp) での提出も可能です。

※振興局に提出した場合は、コウノトリ共生課に届くまでに約1開庁日かかります。

補助金手続きのために、申請者本人の他、施工事業者に対し連絡する場合があります。

申請書に記載の設置計画等の内容が要件に適合していると認めるときは、<u>予算の範囲内で先着順に、申請者に対して補助金交付決定通知書(様式第2号)を送付</u>します。

なお、市が定める事項に違反したときは、交付者の決定を取り消す場合があります。

# 6 対象工事の着手、完了

補助金交付決定を受けた方は、交付決定日(交付決定通知書に記載の日付)以降に設置工事に着手し、 2025年4月1日から2026年3月31日までに、余剰売電型太陽光発電システムは電力会社と太陽光発電の 電力受給を開始し、完全自家消費型太陽光発電システム及び蓄電池システムは稼働開始してください。

※ 太陽光発電又は蓄電池の設置が「年度内に完了しない、又は工事内容の変更等により申請時から補助金額が増加する場合」は、計画変更承認申請書(様式第3号)、太陽光発電又は蓄電池の設置を中止しようとするときは、中止届出書(様式第3号の2)を市へ提出してください。

# 7 補助事業実績報告書の提出

補助金交付決定を受けた方は、余剰売電型太陽光発電システムは電力会社との電力受給が開始された 日、完全自家消費型太陽光発電システム及び蓄電池システムは稼働開始した日から起算して 30 日以内又は 2026 年 3 月 31 日(必着)のいずれか早い日までに、次の書類を市に提出してください。

## (1) 提出書類(チェックリスト)

ア 住宅用・事業者用太陽光発電システム・住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システムを設置される方

提出書類	太陽光発電	蓄電池
補助事業実績報告書(住宅用)(事業者用)(様式第4号)		
住民票の写し(発行日から3カ月以内のもの)		
工事完了後の現況写真(カラー) (注1)		
太陽光発電又は蓄電池設置に係る領収書の写し等(対象経費の支払 を確認できるもの) ※工事費用に変更があった場合は内訳書も添付		
全量売電ではないことを確認できる書類の写し (余剰売電型の場合) 再生可能エネルギー発電に関する電力需給契約内容のお知らせ等 (完全自家消費型の場合) 逆潮流を防止するRPR(逆電力継電器)が設置されたことがわかる 単線結線図		
太陽電池の出力対比表(注 2 )		
太陽光発電又は蓄電池の竣工検査の試験記録書の写し(注3)		
蓄電池本体保証書の写し		

- (注1) 太陽光発電システムの設置箇所が確認できるもの (建物の全景等)。太陽光発電については、太陽電池モジュール設置枚数が確認できること。設置環境により写真撮影ができない場合は、太陽電池モジュールの配置図を添付すること。
- (注2) 設置した太陽電池モジュールの変換効率、未使用品であることが確認できる出力対比表で、設置枚数分製品番号が入っているもの
- (注3) 竣工検査項目は、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び総合評価とする。なお、竣工検査実施者は、電 気主任技術者である必要はありません。

イ 過去に本補助金を活用し設置した住宅用太陽光発電システムが法定耐用年数を経過した方

提出書類	太陽光発電	蓄電池
補助事業実績報告書(住宅用2回目)(様式第4号)		
住民票の写し(発行日から3カ月以内のもの)		
既設太陽光発電の撤去後の写真 (注1)		
工事完了後の現況写真(カラー) (注2)		
太陽光発電又は蓄電池設置に係る領収書の写し等(対象経費の支払 を確認できるもの) ※工事費用に変更があった場合は内訳書も添付		
全量売電ではないことを確認できる書類の写し (余剰売電型の場合) 再生可能エネルギー発電に関する電力需給契約内容のお知らせ等 (完全自家消費型の場合) 逆潮流を防止するRPR(逆電力継電器)が設置されたことがわかる 単線結線図		
太陽電池の出力対比表(注3)		
太陽光発電又は蓄電池の竣工検査の試験記録書の写し(注4)		
蓄電池本体保証書の写し		

- (注1) 既設太陽光発電及び既設パワーコンディショナーが撤去されたことがわかるもの
- (注2) 太陽光発電システムの設置箇所が確認できるもの(建物の全景等)。太陽光発電については、太陽電池モジュール設置枚数が確認できること。設置環境により写真撮影ができない場合は、太陽電池モジュールの配置図を添付すること。

パワーコンディショナーの型式が確認できるもの

- (注3) 設置した太陽電池モジュールの変換効率、未使用品であることが確認できる出力対比表で、設置枚数分製品番号が入っているもの
- (注4) 竣工検査項目は、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び総合評価とする。なお、竣工検査実施者は、電 気主任技術者である必要はありません。

#### 8 補助金交付請求書の提出

補助金額の決定(補助金等額確定通知書の送付)を受けた方は、補助金等交付請求書(様式第6号)を速やかに市に提出してください。

- ※市が請求書を受理してから補助金の支払いまで、約1カ月かかります。
- ※記入内容に誤りがあると、補助金の支払いが遅れる場合があります。振込先に関する事項〔金融機関、支 店、預金種類、口座番号、口座名義(ふりがな)〕を正確に記入してください。

# 9 対象システムの管理及び処分の制限

補助金の交付を受けた方は、補助対象となったシステムを法定耐用年数(太陽光発電 17 年、蓄電池 6 年)の期間、「善良な管理者の注意」をもって管理するほか、対象システムを補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書(様式第 7 号)により市の承認を受けなければなりません。

# 10 交付決定の取消及び補助金の返還

補助金の交付を受けた方が、本事業に関する市の定めに違反した場合、補助金を対象システムの設置以外の用途に使用した場合、又は<u>交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合は、交付決定が取り消され、補助金の全部又は一部を返還しなければなりません</u>ので注意してください。

補助金の返還を命じる場合は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合は、既納付額を控除した額)に年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命じられます。

### ―県の無料相談が受けられます―

(財)ひょうご環境創造協会内にある再生可能エネルギー相談支援センターでは、太陽光発電システムの 設置を考えている家庭に、相談員や専門家を派遣する現地調査を無料で実施していますので、ぜひ活用し てください。

【再生可能エネルギー相談支援センター】

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-18

TEL: 078-735-7744 FAX: 078-735-7222

URL : http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/saisei/



#### 問合せ先

豊岡市 コウノトリ共生課 脱炭素推進室 〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2-4

TEL: 0796-21-9136 FAX: 0796-24-7801 MAIL: ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp